

会長 開会挨拶

会長 ただいまから、第三十五回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の日程は、農地転用届出の確認について、農地法第四条を二件、農地法第五条を一件、お願いいたします。第五条を一件、お願いいたします。それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、3番関谷委員、4番岡本委員にお願いをいたします。これより日程第一、報告第八十三号から日程第三、報告第八十五号を上程いたしましたと思いますが、上程することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議なしとの事で日程第一、報告第八十三号から日程第三、報告第八十五号を上程いたします。事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員 日程第二、報告第八十四号について、現況は既に畑ではないということでしょうか。

事務局 現況は宅地であります。そのため、転用による影響はございません。

会長 その他、御質問はありますか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、日程第一、報告第八十三号から日程第三、報告第八十五号を確認いたしました。

会長

次に、農地利用、農業経営につきましても、特に議題がございませんので、その他に移ります。本日はその他の案件として、「農地法第三条許可申請」が一件ございます。

事務局より「資料1」について説明願います。

事務局

「資料1」について説明

当該農地については、測量したところ縄伸び分が生じたため、分筆し、申請者の兄弟4名で共有とした。申請者は当該農地の隣接地を所有し、現在当該農地を含めて耕作している。今回は申請者の兄弟3名のうち、1名から当該農地の持分を譲り受けるため、農地法第3条の許可申請をした。

申請内容は、農地法第三条第二項第五号で規定する下限面積要件（権利取得後の面積が20アール以上になること）を満たさないが、農地法施行令第六条第三項第三号（「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得すること」）に該当するため、今回の許可申請は認められると考えられる。

会長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員

他の兄弟の持分についてはどのようなになるか。

事務局

申請者によると、他の兄弟の持分についても、今後同様の申請をしたいとのことでした。

会長

その他、御質問はありませんか。

委員一同

質問なし

会長

それでは、農業委員会として証明書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長

それでは、次回農業委員会日程について議題といたします。

日程協議 平成二十六年六月二十四日（火）午前十時から開催予定。場所は

商工会館二〇三会議室です。

会 長 以上で、第三十五回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。